

商サ第1023号
平成27年2月27日

大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田 勝幸 様

埼玉県知事 上田 清司

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見について（通知）
このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 対象の届出

- (1) 届出者 大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田 勝幸
- (2) 届出日 平成26年8月29日
- (3) 届出内容 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出（新設）
- (4) 名称 (仮称) 越谷花田物販店舗
- (5) 店舗所在地 越谷市花田二丁目2-2 他

2 意見の有無及び内容

意見なし

(附帯意見)

- ① 交差点2及び隔地駐車場付近の交差点における、車両、自転車、歩行者の安全かつ円滑な交通を確保するため、また、県道115号線の渋滞防止のため、開店後の状況により、誘導方法等について、交通管理者や道路管理者などの関係機関と連携して対応すること。
- ② 店舗南側の荷さばき施設が周辺住居等に近接しており、それらへの騒音の影響が懸念されるので、開店後に問題があれば、適切かつ迅速に対応すること。